

児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）に対する意見募集の結果について

令和7年8月27日
こども家庭庁
支援局虐待防止対策課

児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）について、令和7年6月16日（月）から同年7月16日（水）まで御意見を募集したところ、計5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみを示しております。今回の意見募集の対象とならない内容であったことなどから取り上げていない御意見についても、今後の執務の参考とさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	<p>適正な手続のためには、法定の抽象的な要件をどう具体的に適用したかを処分を受ける者に開示する必要がある。</p> <p>したがって、面会又は通信を制限しなければ生じる大きなおそれのある有害な影響の具体的な内容を書面に記載すべきである。</p> <p>また、児童相談所長が面会・通信を制限する際には、保護者に対して分かりやすい言葉で具体</p>	<p>「児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きい」と認める場合については、児童相談所長の裁量を拡げるものではなく、児童虐待を行った疑いがある保護者について、面会通信制限できる場合を明確化したものです。</p> <p>本内閣府令（案）は、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項に基づく面会通信制限を行う場合に、その理由となった事実の内容等について、保護者に対し書面での通知を行うことを規定するものです。</p>

	<p>的に伝え、質問や意見にも真摯に向き合うことで、保護者の納得感を高め、結果として不必要なトラブルを減らすことにつながると思われる。</p>	<p>また、面会・通信制限を行う場合に、保護者に対しても、その理由や今後の見通し等について丁寧な説明等が行われるよう、施行に向けて、地方公共団体に運用上の留意点等の周知を行う予定です。</p>
2	<p>「当該児童と当該保護者との面会又は通信を認めたとすれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認める」ということについて、「おそれ」ということばはいくらでも拡大解釈することができ、恣意的な運用が可能になる。</p>	<p>「児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きい」と認める場合については、児童相談所長の裁量を拓げるものではなく、児童虐待を行った疑いがある保護者について、面会通信制限できる場合を明確化したものになります。</p> <p>施行に当たって、「児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認められる」場合の考え方や、面会通信制限を行う場合の必要な対応など、制度の運用方法について、現場の実態や関係者の意見等を伺いながら検討し、施行通知等でお示しすることとしております。</p> <p>こうした取組により、こどもの安心・安全と最善の利益を第一に、児童相談所において適切に制度が運用されるよう、しっかり対応してまいります。</p>
3	<p>改正に賛成だが、懸念点として「悪影響が及ぶおそれがないように見える」場合は制限されなため、演技をしてでも子供と面会したい悪影響を与える保護者から子供を保護できないことがある。</p> <p>過去に虐待で一時保護され、保護解除後に再度虐待が理由で保護されるような場合で、表面上は面会制限がなくても問題なさそうに見える</p>	<p>一時保護を行うかどうか、または、一時保護中のこどもに関し、保護者との面会通信を制限する必要があるかどうかについては、こどもの安心・安全と最善の利益の観点から、こどもの意思や気持ちを尊重した上で、適切に判断されるべきものと考えています。</p> <p>これまでは強制力を持たない行政指導として面会・通信制限を行っていたところ、事実上の強制によって児童との面会を制限することは裁判上争いとなることがありましたが、今般の児童虐待法の改正により、こどもの心身の安全・安心を図るために、「児童の心身に</p>

	<p>場合でも悪影響がある疑いとして扱い、制限しても問題ないようにするのが良いと考える。</p> <p>そして、不当な理由で面会制限されたということで施設に対して訴訟されないような改正であれば、より良いのではないか。</p>	<p>有害な影響を及ぼすおそれ大きい」と認められる場合は、行政処分として面会通信制限を実施できることとなりました。</p> <p>また、施行に当たって、「児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認められる」場合の考え方や、面会通信制限を行う場合の必要な対応など、制度の運用方法について、現場の実態や関係者の意見等を伺いながら検討し、施行通知等でお示しすることとしております。</p> <p>こうした取組により、こどもの安心・安全と最善の利益を第一に、児童相談所において適切に制度が運用されるよう、しっかり対応してまいります。</p>
4	<p>児童相談所長が児童の安全を最優先し、虐待を行った疑いのある保護者と児童との面会・通信を制限できる具体的な手続きが定められることは、児童虐待防止対策の強化として大変重要。この改定は、児童相談所の職員がより積極的に児童の安全確保に踏み込むことを可能にする一方で、職員が虐待を行った保護者からの反発や報復に直面するリスクを一層高めるものとなるため、職員の個人情報保護や、警察などとの連携強化、法的措置の支援等のさらなる強化が必要。</p>	<p>児童の安定した監護に支障を及ぼすような親権者等による行為に対して、児童相談所においては、警察への援助を求めるほか、児童相談所に配置されている弁護士と連携してご対応いただいているものと認識しております。こども家庭庁としても、令和3年度の調査研究において、「困難場面における保護者対応ガイド」を作成し、法的対応を含む保護者対応の基本的な考え方等をお示しております。</p> <p>引き続き、周知を図るとともに、必要な対応に努めてまいります。</p>
5	<p>児童虐待防止法第12条第3項は、虐待の発見と迅速な対応を促進する役割を果たしてきたが、関係機関の連携の不足や人員不足、社会的な</p>	<p>家庭が直面している様々な困難に対し、多方面または多様なアプローチにより、社会全体で適切に支援していくことで、どのような困難であっても、こどもへの虐待につながらないようにしていくことが必要と考えており、ご指摘の専門的な支援を必要とする事案へ</p>

<p>理解と支援体制の不足、法的強制力の限界といった課題がある。そのため、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関係機関間での情報共有の仕組みの整備・ 警察、児童相談所、学校、医療機関などの定期的な情報交換会議の開催・ 児童相談所や教育機関での虐待対応を担当する職員数の増員・ 虐待対応の専門職の育成・ 困難を抱える家庭への早期介入と支援の強化・ 地域の支援ネットワークの活用・ 虐待のリスクが高い家庭に対して、より強い法的措置を講じることの検討・ 虐待を受けた子どもやその家族に対する支援の強化 <p>などが求められる。早期発見・早期介入を実現するために、社会全体での支援体制の強化が不可欠。</p>	<p>の適切な対応を行うための児童相談所の体制強化等も含め、児童虐待防止に向けた施策の一層の充実・強化に努めてまいります。</p>
--	---